

競技開催市町村機運醸成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 奈良県スポーツイノベーション推進本部（以下「推進本部」という。）は、スポーツ機運の醸成、第85回国民スポーツ大会・第30回全国パラスポーツ大会（以下「第85回国民スポーツ大会等」という。）に係る競技への理解促進及び「する・みる・支える」を担うスポーツ人材の積極的な確保のため、地域住民を対象に第85回国民スポーツ大会等の機運醸成に資する体験会や講演会等を「競技開催市町村機運醸成事業」として実施する第85回国民スポーツ大会等会場地に選定された各市町村（以下「各市町村」という。）に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に準拠するほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、各市町村が行う競技開催市町村機運醸成事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助の対象となる経費	補助金の額
補助事業に要する経費のうち、謝金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、その他奈良県スポーツイノベーション推進本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める経費	予算の範囲内において、本部長が定める額

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、競技開催市町村機運醸成事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、本部長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他本部長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 本部長は、前条の補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その決定の内容を補助金の交付の申請をした者に通知（第4号様式）するものとする。

2 本部長は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 この場合において、本部長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（補助金の交付の条件）

第6条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の各支出科目間の配分変更（補助金の額の変更を伴わない科目ごとの合計額の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合又は補助事業の内容の変更（それぞれの補助目的及び補助金の額に影響を及ぼさない変更を除く。）をする場合において、競技開催市町村機運醸成事業変更承認申請書（第5号様式）を本部長に提出してその承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、競技開催市町村機運醸成事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を本部長に提出してその承認を受けること。

(3) 補助事業の遂行のため、他の団体から補助金の交付を受ける場合には、事前に当該補助金に係る補助金交付要綱等を本部長に提出すること。

(4) 本部長が、必要な指示をし、報告を求め、又は書類、帳簿等の検査を求めた場合には応じること。

(5) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、補助金の交付を受けた会計年度終了の日の翌日から2月を経過する日から5年間は保管しておくこと。

(6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに本部長に報告してその指示を受けること。

2 本部長は、前項第1号又は第2号の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（申請の取下げの期日）

第7条 第5条の補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日以内に書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助金の概算払）

第8条 本部長は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第7号様式）を本部長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業を完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに、競技開催市町村機運醸成事業補助金実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて本部長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第9号様式)
- (2) 収支決算書(第10号様式)
- (3) その他本部長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の精算等)

第10条 本部長は、前条の規定による書類を受理した場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金の交付の決定を受けた者に対し、通知するとともに、補助金を第8条第1項の規定により概算払をした額を精算して交付する。

2 前項の規定により、補助金の精算払を受けようとする者は、補助金交付請求書(第11号様式)を本部長に提出しなければならない。

3 本部長は、精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該額の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 本部長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条第3項の規定により本部長が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第6条第1項第1号の規定に違反したとき。
- (3) 第6条第1項第4号の規定による本部長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 支出額が予算額に比べて減少したとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、本部長は、当該取り消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、競技開催市町村機運醸成事業補助金消費税等仕入控除額報告書(第12号様式)により速やかに本部長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

この要綱は令和8年4月1日から施行する。